



入所の対象

熊野町に住所を有し、保護者（同居の祖父母も含む）が働いているなど、昼間家庭で保育することができないと認められる乳幼児（おおむね6か月以上で小学校就学前）に限ります（日々の通園や集団保育が可能であること）。



入所の決定

乳幼児を保育できない状況を聴取して、家庭での保育が困難と認められたとき、保育の必要性が高い乳幼児から入所を決定します（先着順ではありません）。

入所の希望の多い保育所・年齢については、保護者の勤務形態等により決定します。

保育所の定員に余裕のない時は、希望の保育所に入所できない場合があります。また、入所基準に満たない場合は入所できません。



申込書の配布

配布場所
各保育所・福祉課
配布開始日
12月13日(月)

保育所 入所案内

平成17年度（平成17年4月から平成18年3月）の入所を希望する人（在園児以外）は、次のとおり手続きをしてください。（在園児については、継続申込書を保育所を通してお渡します。）



都合のよい会場へお越しください。都合の悪い方は、平成17年1月31日(月)までに福祉課へ申請書類を提出してください。なお、申請には、家庭の状況や入所児童



入所申込受付目録会場

日にち	時間	場所
1月21日(金)	13:30～15:00	西公民館
1月23日(日)	10:30～12:00	役場
1月24日(月)	13:30～15:00	東公民館

の様子が変わる人がお越しください。

保育所についての概要

各保育所の定員	中央保育所 ひかり学園 初神保育園	120人 250人 60人
保育時間	午前7時半～午後6時半 必要に応じて午後7時までの延長保育(月額2千500円)を実施しています。	
保育料	保育料徴収金基準額表により決定します。	

問合せ先 福祉課

820・5605
(福祉課)



申請受付期間

平成17年1月4日(火)
～1月31日(月)

平成17年4月から平成18年3月までに産休・育休期間満了により、入所を希望される方は、必要書類を揃え申請してください。

ごぞんじですか？

くわしい年金知識

国民年金の加入手続き

(種別変更届)は済まれましたか

国民年金では、被保険者を第一号、第二号、第三号被保険者の三種類に分けているため、就職・退職・転職・結婚・離婚などをしたときは、被保険者種別変更の届出が必要です。

各種届出の詳細については、最寄りの社会保険事務所国民年金課または保険年金係におたずねください。

また、平成16年中に納めた国民年金保険料は、平成16年分の所得税の確定申告において、全額「社会保険料控除」の対象になります。所得税法上、納付証明書は必要ありませんが、納付額のわかるものをもって申告してください。

なお、納付証明書が必要な場合は、広島南社会保険事務所に申請すれば、交付を受けることもできます。印かん・年金手帳を持参して申請してください。

問合せ先

住民課 保険年金係	820-5604
広島南社会保険事務所	253-7710
	(住民課)